

かわさきエイズボランティア講座実施要領

(目的)

第 1 条 エイズボランティアを育成することにより、エイズ患者・HIV感染者が安心して生活できる社会の構築及び市民に対する正しい知識の普及・啓発を目指した市民活動を支援する。

(受講資格)

第 2 条 講座を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) エイズボランティアとしての活動を目指す者
- (2) エイズに関する知識等の習得を希望する者

(実施主体)

第 3 条 実施主体は、健康福祉局健康安全室とする。

(講座内容)

第 4 条 講座内容は、エイズに関する基礎から応用までの講座とし、対象とする受講者の知識に合わせて健康安全室が設定する。

(講師)

第 5 条 講師は、健康福祉局及び区保健所に勤務する医師・保健師・看護師等のほか、エイズボランティア団体の指導者等とする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は平成8年4月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成9年4月15日から改正施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成16年4月1日から改正施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年4月1日から改正施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成21年4月1日から改正施行する。